平成２９年（フ）第６７９号
福岡市南区大楠２丁目15番25号
債務者　岡田　　舞
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６８６号
福岡市東区箱崎４丁目35番13―105号
債務者　橋口　明穂
1　決定年月日時　平成29年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０１号
山梨県中央市若宮38番地１　カーサ・ヤマモト102
債務者　近藤　員敏
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０２号
山梨県中央市若宮38番地１　カーサ・ヤマモト102
債務者　近藤　昌代
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０５号
前住所　山梨県甲府市上石田４丁目12番10号第二ハイツあしざわ305
債務者　輿石メリアンベルナルドこと　ＫＯＳＨＩＩＳＨＩ　ＭＡＲＹＡＮＮ　ＢＥＲＮＡＲＤＯ
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１１号
山梨県甲府市古上条町243番地　サウスメドウＢ102、前住所大阪府枚方市池之宮１丁目21番５号
債務者　榎本　良治
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１７号
山梨県韮崎市本町３丁目６番７―28号　グリーンヒルＴ＆Ｅ303号
債務者　清水　英樹
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７１号
大分市大字奥田819番地の１（プリムール104）
債務者　竹中　　麗
1　決定年月日時　平成29年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３５号
宮城県遠田郡美里町牛飼字清水江７番地２渡辺アパート、従前の住所宮城県遠田郡美里町大柳字新屋敷16番地
債務者　安部　　功
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第１８５号
名古屋市名東区牧の里２丁目1303番地　グレース牧の里北棟302号
債務者　宮井　雅敏
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４号
神戸市東灘区住吉東町２丁目７番14号住吉リバーサイドマンション301号、従前の住所神戸市須磨区清水台１番地の８グレーシィ須磨アルテピアⅠ番街1122号
債務者　橋本　拓真
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４０号
神戸市須磨区北落合１丁目１番311―403号
債務者　村上　久美
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３１５号
神戸市垂水区青山台１丁目９番21号
債務者　ＳＥＡＲＡＬこと　西山　賢志
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３４３号
神戸市北区有野町唐櫃106番地の15
債務者　大島美津雄
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０１号
兵庫県伊丹市梅ノ木５丁目４番12―301号
債務者　今村　幹雄
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第８４号
愛媛県松山市船ヶ谷町170番地７
債務者　相原　　誠
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
松山地方裁判所民事部